

Z - 1st

令和4年3月2日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 橋本勇一



令和3年(ワ)第356号 慶謝料等請求事件

口頭弁論の終結の日 令和3年12月22日

判 決

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

同 代表者 法務大臣 古 川 複 久

10 同 指 定 代 理 人 依 田 光 一

同 同 木 村 昌 恵

同 同 森 田 麻 衣 子

同 大 澤 一 志

主 文

15 1 原告の訴えのうち、最高裁判所が原告の同序令和3年(オ)第327号事件の上告及び同年(受)第385号事件の上告受理申立てをいずれも却下する旨の決定をしたことが憲法81条の職責違反であることの確認を求める部分を却下する。

2 原告のその余の請求を棄却する。

20 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告は、原告に対し、10万円を支払え。

2 最高裁判所が原告の同序令和3年(オ)第327号事件の上告(以下「本件上告」という。)及び同年(受)第385号事件の上告受理申立て(以下「本件上告受理申立て」という。)を却下したことは、1審、2審とも訴えを無視した、実

質的な司法拒絶であるという原告限りの非常性を無視している点から、憲法81条の職責違反であることの確認を求める。

第2 事案の概要

原告は、最高裁判所に対し、令和2年11月24日付で、本件上告及び本件上告受理申立てをしたところ、最高裁判所は、本件上告を棄却し、本件を上告審として受理しないとの決定（以下「本件各決定」という。）をした。

原告は、本件各決定は、事実審が実質的に一度もないという本件上告及び本件上告受理申立ての特殊性を無視しているなどと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項等の規定に基づき、慰謝料10万円の支払を求めるとともに、最高裁判所が本件各決定をしたことについて、憲法81条の職責違反であることの確認を求めた。

1 前提事実等

以下の事実は、当事者間に争いがないか、本文中に掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認めることができる。

（1）原告は、最高裁判所に対し、令和2年11月24日付で、東京高等裁判所令和2年（ネ）第1354号事件の判決について本件上告及び本件上告受理申立てをした。（甲1）

（2）最高裁判所は、令和3年4月22日、本件上告を棄却し、本件を上告審として受理しないとの本件各決定をした。

本件上告及び本件上告受理申立てに係る事件の担当裁判官は、木澤克之、池上政幸、小池裕、山口厚及び深山卓也（以下「本件担当裁判官ら」という。）であった。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

（1）請求第2項に係る訴え（以下「本件確認の訴え」という。）の適法性の有無（争点1）

（被告の主張）

ア 審判の対象である請求（訴訟物）は、請求の趣旨及び原因によって特定される必要があり、確認の訴えであれば、その存否の確認を求める個々の実体法上の権

利・法律関係を特定しなければならない。

本件確認の訴えは、本件各決定が「憲法81条の職責違反」であることの確認を求めるものであるが、原告の主張する「憲法81条の職責」が原告との関係でいかなる職責を負うことを意味するのか、その具体的な内容及び法的根拠が明らかでないことからすると、その存否の確認を求める個々の実体法上の権利・法律関係は、明らかでない。

したがって、本件確認の訴えは、請求の特定を欠き不適法である。

イ 確認の訴えにおける確認の対象は、当事者間における現在の具体的な権利義務ないし法律関係でなければならない。そして、確認の利益があるといえるためには、現に、原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するために被告に対して確認判決を得ることが必要かつ適切であることを要する。

本件確認の訴えは、具体的な権利義務ないし法律関係の確認を求めるものでないし、現に、原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するために被告に対して確認判決を得ることが必要かつ適切であるともいえない。

したがって、本件確認の訴えは、確認の利益を欠き不適法である。

(原告の主張)

否認ないし争う。

(2) 本件各決定の違法性の有無 (争点2)

(原告の主張)

ア 本件各決定は、1審及び2審が原告の訴えを合理的根拠なく無視し、事実審が実質的に一度もないという本件上告及び本件上告受理申立ての特殊性を無視しており、これは、上告の理由である「憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」(民事訴訟法312条1項)及び上告受理申立ての理由である「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むもの」(同法318条1項)に当たる。

イ 本件各決定に係る1審及び2審の各判決が原告の訴えを合理的根拠なく無視していることからすれば、本件各決定は、予定されていた段取りであり、1審、2

審及び最高裁判所の共謀による結果であったとしか説明がつかない。

(被告の主張)

裁判官がした争訟の裁判において、国家賠償法上違法なものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることが必要である。

原告は、本件担当裁判官らがその付与された権限の趣旨に明らかに背いて本件各決定をしたと認め得るような特別の事情について何ら主張立証していない。

この点をおいても、原告の主張は、本件各決定が原告の意に沿わないことに関する不満を述べるものにすぎず、本件各決定に何ら瑕疵は存在しない。

したがって、原告の主張には理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件確認の訴えの適法性の有無）について

確認の訴えは、確認の利益がある場合、すなわち、現在の権利又は法律関係の確認を求め、かつ、現に、原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り許される（最高裁昭和30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2082頁、最高裁昭和41年4月12日第三小法廷判決・民集20巻4号560頁）。

本件確認の訴えは、過去にされた本件各決定が憲法81条の職責違反であることの確認を求めるものであって、現在の権利又は法律関係の確認を求めるものではない上、裁判を含む訴訟手続の違法性の有無は、それが問題となる当該訴訟においてこれを審判すべきであり、またそれをもって足りるのであって、別訴を提起して当該訴訟手続が違法であることの確認を求めるることは、確認の利益を欠くというべきである（最高裁昭和28年12月24日第一小法廷判決・民集7巻13号1644頁、最高裁昭和30年5月20日第二小法廷判決・民集9巻6号718頁参照）。

したがって、本件確認の訴えは、確認の利益を欠き不適法である。

2 爭点2（本件各決定の違法性の有無）について

裁判官がした争訟の裁判につき国家賠償法1条1項の規定にいう違法な行為があつたものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、同裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることが必要である（最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁）。

原告は、本件各決定に係る1審及び2審の各判決が原告の訴えを合理的根拠なく無視していることからすれば、本件各決定は、予定されていた段取りであり、1審、
10 2審及び最高裁判所の共謀による結果であったとしか説明がつかないと主張するけれども、本件全証拠によつても、これを認めることはできない。そして、他に、本件担当裁判官らがその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情は見当たらない。

15 なお、原告は、被告に対する損害賠償請求の根拠として、国家賠償法以外にも民法709条等の規定の類推適用を主張するが、本件において、これらの規定を類推適用すべき事情は認められない。

第4 結論

以上によれば、本件確認の訴えは不適法であるから却下し、その余の請求は理由
20 がないから棄却することとする。

前橋地方裁判所民事第1部

裁判官

杉浦正典



裁判官

清水瑛太



これは正本である。

令和4年3月2日

前橋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 橋 本 勇

